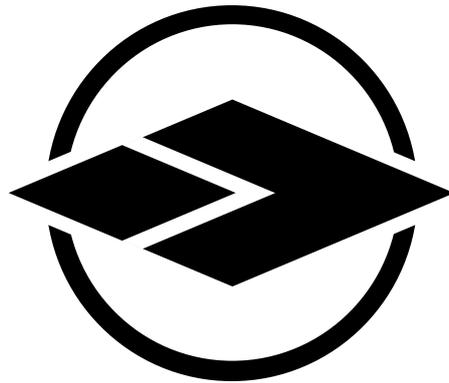


第2版

上尾市 コンプライアンス・ハンドブック

(令和4年4月改訂)



上尾市

目次

はじめに・・・<市長メッセージ>	3
上尾市職員倫理条例の制定	4
条例の目的	4
職員の倫理原則	5
利害関係者との関係及び禁止行為について	5
要望等の記録・報告	6
不当要求行為等と働きかけ行為	7
体制の整備	9
コンプライアンス審査会	9
コンプライアンス推進委員会	11
公益通報制度	12
Q & A	15

【参考資料】

不当要求行為等への組織的対応フロー図	19
公益通報フロー図	20
不当要求行為等と働きかけ行為に係るガイドライン	21
上尾市職員倫理条例	23
上尾市職員倫理条例施行規則	33

はじめに・・・＜市長メッセージ＞

市民の皆様へ

上尾市では、平成29年10月に当時の市長と市議会議長が西貝塚環境センターの業務に関する入札をめぐり、秘密事項を事前に業者に漏らしたとして、逮捕起訴され有罪が確定するという事件が発生いたしました。また、翌、平成30年度には、元市長が所有する土地のブロック塀などを公費で撤去・新設するという本来市が行うべきでない工事が行われていたことが発覚いたしました。

市民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本市では、こうした事実を厳正に受け止め、今後二度とこのようなことを起こさないよう、日頃から、職員の綱紀保持の周知徹底を図るとともに、職員の不祥事等を未然に防止するための再発防止策として、職員のコンプライアンス意識の徹底や要望の記録・保存などを盛り込んだ、「上尾市職員倫理条例」を本年3月に制定いたしました。

本条例は、職員の職務に係る法令遵守や倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の皆様にご信頼される市政を確立することを目的といたしまして、新たに市民の皆様にご不正行為に係る公益通報をお願いするとともに、公益通報と合わせて職員に対する不当要求行為等や特別職からの働きかけ行為に対する調査・審査を行う機関として、弁護士等の外部委員で構成する「コンプライアンス審査会」を設置し、組織的な対応力を強化いたしました。

職員には、本条例の趣旨を則って、公務員としての高い倫理観と社会的責任を常に意識して職務に励むよう指示するとともに、私自身においても、本年9月に政治倫理条例を制定いたしました。引き続き、市民の皆様のご信頼を回復するため、本市のコンプライアンスの推進に全力を挙げて取り組む所存です。

市民の皆様におかれましては、本条例による取組を実効性のあるものとするため、また、健全で透明性のある市政運営の実現に向けて、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和2年10月

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員倫理条例の制定

平成29年10月に西貝塚環境センターの入札をめぐる不祥事が発生し、この事件に関する第三者調査委員会による調査報告の結果、これまで当市で運用していた内部通報制度が機能しなかったことなどを指摘されました。報告書には、再発防止策の提言として、職員倫理条例の制定が求められました。

大きな項目としては、①職員倫理基準の明示、②内部通報制度の見直し、③不当な要求を断れる組織体制の確立の3点が必要であるとされており、これらの項目を網羅した条例の制定を進めてまいりました。

その最中、平成30年度には、元市長が所有する土地のブロック塀などを公費で撤去・新設するという不適切な工事が行われたことが判明しました。これを受けて、市の調査報告が行われるとともに、市議会による調査特別委員会からも調査報告と再発防止策の提言がなされたことから、それまで進めていた条例案に、面談記録作成の徹底や要望等の記録・保存を図るための仕組みや、職員への不当要求行為等の報告をコンプライアンス担当部署を経由して行うなどの修正を行いました。その結果、本年3月に現在の職員倫理条例が制定することとなりました。

以前の制度の趣旨が生かされることなく事件を未然に防ぐことができなかったこと、これまでに発生してしまった事実を厳正に受け止め、今後二度とこのような不祥事は起こさせないという決意をもって、「上尾市職員倫理条例」による取組を推進してまいります。

条例の目的

条例第1条において、「職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。」と規定しております。今後の取組により、市民の皆様からの信頼を得られるよう職員一丸となって努めてまいります。

職員の倫理原則

「上尾市職員倫理条例」では、職員の公正な職務の遂行を図るための拠り所として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則、公務員としての心構えなど、条例上の訓示を示す責務を規定しております。

「職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。」など、職員としての基本的な倫理原則を規定することにより、職員の倫理の確立に努めてまいります。

利害関係者との関係及び禁止行為について

上尾市職員倫理条例では、職員が遵守すべき利害関係者との関係及び禁止行為について、条例等で定めています。例えば、市が補助金等を支出している個人、企業、団体等との関係において、職務上関係があったとしても、職員が総会後の会食などには参加すべきではなく、市民の信頼を損なう可能性がある行為は厳に慎むべきとしています。

これまでは慣例的に続いてきたものでも、職員は、改めて襟を正し、仕事を行う上で市民の疑惑や不信を招くことがないように、上尾市職員倫理条例で定められた倫理保持のためのルールを守っています。職員のコンプライアンス向上のための取組の一環ですので、市民や団体等の皆さまにはご理解とご協力をお願いし、職員と付き合う際には御配慮ください。

※利害関係者の定義、関係や禁止行為などについては、条例第3条第5項に基づき、条例施行規則第4条及び第5条に規定しています。詳細はそちらをご確認ください。

要望等の記録・報告

要望等とは

要望等とは、「職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為」をいいます。職員は、要望等に対する基本的な原則として、市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならないであるとの認識をもつ必要があります。

しかし、要望等の中には、特定のものを特別に扱うことを求めるものもあり、職員は、これらに対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければなりません。

要望等の記録・報告

条例では、職員への要望等については、原則記録し、報告することとしています。

ただし、全てを記録・報告することは、事務を煩雑化させ、かえって条例の趣旨・目的が達成できなくなってしまうことから、「記録の例外」を設け、記録すべき要望等を整理しています。

記録の例外とは

本条例では、書面や公式の記録などで要望等の内容が確認できるものについては、「記録の例外」として、本制度における記録の対象外としています。主な例は次のようなものです。

- ・ 議会、説明会、公聴会など公開の場での要請・要望等
- ・ 陳情書、要望書など公式の書面によるもの
- ・ 単なる照会又は資料請求の範囲内に留まるもの
- ・ 市民等又はその代理者からの問い合わせ・要望で、根拠等を説明することで納得していただいたもの

- ※ ただし執拗に要求等をする場合や、「〇〇議員に相談する」、「〇〇さんに頼んでみる」など影響力の行使をうかがわせる場合は、不当な要求として取り扱う場合もあります。

不当要求行為等と働きかけ行為

不当要求行為等とは

本市の職員に対し、職務に関することで要望や意見等を行うもののうち、法令等に根拠がなく、又は逸脱するようなことや正当な理由がないにもかかわらず、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするような不当な要求を行うことを不当要求行為とといいます。また、暴力や乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図ったり、公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為についてもこの不当要求行為等に該当します。

いずれも、職員の公正又は正当な職務の遂行を妨げることをなりますので、本条例ではそれらの行為を「不当要求行為等」と規定し、仮に市や職員に対し行為がなされたときは組織的対応により対処することを明記しました。どのような行為が該当するかについては、具体的な例を「不当要求行為等と働きかけ行為に係るガイドライン」にまとめました。実際には、要求する行為として内容や態様が複合的に為されるため、正当か不当な要求かについては総合的に判断します。このガイドラインの例は、あくまで一例に過ぎませんが、列挙されたような行為については、しっかりと記録を取り、組織的な対応を図ってまいります。

働きかけ行為とは

本市で起きた事件については、市長や市議会議員といった特別職と呼ばれる立場にある個人からの働きかけがきっかけでもありました。そこで、当市の条例においては、「特別職からの働きかけ行為」を特出しして規定しました。

実際の要求などの概要は、不当要求行為等に近いものになりますが、一般の個人等からの要求よりも、職員への影響が大きく反映しかねない特別職からの働きかけについては、

より広く規定を設け、周囲からの厳しい目が向けられていることを認識して対応するものといたしました。

行為の対象者の範囲

「不当要求行為等」は、特に対象者の範囲を指定しておらず、職員に対し何人であっても要求する行為の内容などが不当な要求であれば該当します。

市の行う事務事業に関し関係のある団体や個人、又はそれらの者から依頼を受けた議員等（国会・県議会・市議会議員等又はその代理人、現職、元職は問わない。）などが想定されます。また、職員に対し影響力を行使することが懸念される一般市民等（市職員OB・担当職員の先輩・縁者・地域の有力者等）も該当します。

「働きかけ行為」は、これまでの説明のとおり特別職に限定しています。

不当要求行為等や働きかけ行為への組織的対応とは

職員は、不当要求行為等及び働きかけ行為が行われた場合（不当要求行為等及び働きかけ行為が行われるおそれがあると認める場合を含みます。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で冷静に対応しなければなりません。

本条例では、職員への不当要求行為等や働きかけ行為が実際に行われた場合に、市としての組織的対応を確立するため、体制の整備を図るとともに、具体的な対応フローについても条例に規定しております。

行為を受けた職員はその内容を記録し、不当な要求に該当するおそれがある場合も含め、市の「コンプライアンス担当部署」へ報告する仕組みとしました。その内容を検証し、不当要求行為等及び働きかけ行為に該当するような事案であれば、条例で設置した「コンプライアンス審査会」などに報告し、詳細な調査や審議を行い、最終的には結果の公表や行為者への警告などの具体的な対応を行います。

体制の整備

コンプライアンス担当部署

条例において、市は、コンプライアンスの推進及び保持を図るための体制の整備その他必要な措置を講じることとしております。

その一つとして、組織内に法曹有資格者（弁護士）を採用し、法的対応力を強化すると同時に、コンプライアンスを監理する担当部署（以下「コンプライアンス担当部署」という。）を設置いたしました。

コンプライアンス担当部署は、職員に対しその職務に係るコンプライアンスに関する指導、助言その他必要な措置を講ずることができるように、本条例の取組の要所要所において、コンプライアンスの自助的機能として役割を持たせています。

また、弁護士等の外部委員により構成する「コンプライアンス審査会」、職員による内部組織としてコンプライアンスの推進を図る「コンプライアンス推進委員会」を設置しました。これらの組織がそれぞれ機能することで、市全体のコンプライアンスに係る体制の強化を図っています。

コンプライアンス審査会

コンプライアンス審査会とは

公益通報と不当要求行為等における調査・審査を行うため、第三者委員による附属機関として設置しました。

公平性・中立性を確保するため、弁護士及びその他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者による委員3人で構成しました。

通報窓口の設置

公益通報者から通報を受け付けるため、審査会の委員のうち、弁護士1人を通報先とする通報窓口を設置します。通報窓口では、通報された事実が公益通報としての要件を満た

すかを確認し、受理する場合には通報者に対し、調査の実施の有無や着手する時期などを通知します。

審査会の守秘義務について

公益通報者及び事実関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等を保護する観点から、審査会の委員に対しては、在任中はもとより退任後においても守秘義務が課せられています。

調査・会議等の非公開

審査会は、通報された事実の確認を行うため、公益通報者の保護に影響する情報や不正に関わったとされる職員、関係者に対する事実確認を調査し、その内容に問題が無いか審査を行います。プライバシーの保護を図ると同時に、調査審議の過程を公開することが円滑な調査・審査を損なうおそれがあるため、審査会の調査や会議等は非公開とします。

公益通報への対応

審査会は、市政や職員に関する違法行為についての公益通報の受理、調査、審査等を独自に行うことができます。また、不当要求行為等を受けた職員やコンプライアンス担当部署から、直接審査会に対し報告された通報についても調査及び審査を行うことができるようにしました。

審査会は、調査審議を行った場合、その結果を市長・任命権者等に通知します。もし、違法行為等が存在する場合は、存在を認定した理由と併せて任命権者が行うべき措置（違法行為の停止違法状態の回復・再発防止）について意見を付して通知します。一方、公益通報の内容が事実でないときはその旨通知します。

また、公益通報者に対しても、調査状況、結果については、通知を行います。

その他、審査会は、任命権者等が違法状態の解消や再発防止等の是正措置を行わないときに、そのことを公表することができます。この公表によって、任命権者等に対し違法状態の速やかな解消を求め、是正を図ります。

不当要求行為等や働きかけ行為への対応について

審査会は、コンプライアンス推進委員会から「不当要求行為等」や「働きかけ行為」に関する記録の提出又は報告を受けた場合は、不当な要求に該当するかどうかの調査及び審査を行います。委員会が不当要求行為等や働きかけ行為に該当しないと判断し、報告したものについても、改めて職員等から要請があれば検証することができるよう、直接報告を受けられる仕組みも設けました。

審査会は、審査の結果、不当な要求に該当すると判断した場合は、認定した理由と併せて任命権者等が行うべき措置等について意見を付して通知します。また、「不当要求行為等」や「働きかけ行為」に該当しないと判断した場合も通知します。

任命権者等が警告等の必要な措置を行わない場合は、審査会は調査結果や意見を公表することができます。これにより、任命権者等に不当な要求への適切な措置を求めます。

コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会とは

コンプライアンス推進委員会は、職員で構成するコンプライアンスの確保、推進を目的とする内部組織です。条例では、不当要求行為等への組織的対応において、一義的に調査・審議を行う組織として位置付けています。調査に係る審査会の負担を軽減する役割を果たすと同時に、不当要求行為等などの不正な行為の防止対策や行為自体への組織的な対応を行います。また、職員のコンプライアンスに資する取組や研修など、必要な措置を講じる際には、委員会と連携し検討してまいります。

委員会の構成は、副市長を委員長、総務部長を副委員長とし、その他市長が指名する職員5人の計7人です。

調査・会議等の非公開

委員会は、審査会に準じ、通報に係る情報や不正に関わったとされる職員や関係者に対する事実確認の調査を行います。プライバシーの保護を図ると同時に、調査審議の過

程の公開が円滑な調査を損なうおそれがあるため、委員会の調査や会議等は非公開とします。

不当要求行為等や働きかけ行為への組織的対応

委員会は、「不当要求行為等」や「働きかけ行為」についての記録や報告が職員からコンプライアンス担当部署を通して報告されたとき、調査を行います。その結果、不当な要求に該当すると判断したときは、審査会に提出します。該当しないと判断した場合においても、必要に応じて、その旨を審査会、市長・任命権者等に報告することで、「不当要求行為等」や「働きかけ行為」に対する適正な対応を行います。

また、委員会は、「不当要求行為等」や「働きかけ行為」の内容が直ちに職務の公正な遂行を脅かしたり、不当な影響を及ぼすと判断した場合は、早急に必要な措置を講じ、組織としての迅速な対応を行います。その場合は、措置の内容についても併せて審査会に報告します。なお、委員に関係する事案の調査などを行う場合は、対象となる委員を除いて調査審議するなど、公正・公平な判断ができるよう対策も講じてまいります。

公益通報制度

公益通報制度とは

職員等が、市政の運営に関し、法令違反又は人の生命、財産、その他の利益を害する行為が生じ、若しくは起こるのではないかと思われる場合に、通報窓口を通じて「コンプライアンス審査会」に対して通報ができる制度です。

なお、本条例の公益通報には該当しないものでも、本市が処分又は勧告等をする権限を持つ事案の通報は、必要に応じて担当課へ伝え、適切な対応を取れるよう情報提供を行います。

公益通報の通報者の範囲

本制度の目的は、市や職員の違法行為や不祥事を未然に防ぐことにあることから、通報者には、一般職の職員のほか、市の事務事業等を受託する事業者及びその従業員も対象と

なります。また、その実効性を高めるためには、広く情報を収集することが必要であることから市民の皆様からの公益通報も受け入れることとしており、その場合の通報は「公益目的通報」と条例の中で定義しております。

通報の方法について

公益通報の方法としては、条例施行規則第7号様式「公益（目的）通報書」（P.46）をもって郵送・FAXのいずれかの方法によって行います。

公益通報を行う際は、公益通報の内容を客観的に証明できる資料等がある場合は併せて提出をお願いします。

公益通報における誹謗・中傷や、他人に損害を与える目的での恣意的な通報を防ぐとともに、通報後の調査や通報者の保護を円滑に推進するため、実名での通報を原則とします。なお、不正な行為があることを示す具体的な資料や根拠を提示できる場合は、匿名における通報も受け付けます。

通報先（通報窓口）

外部の第三者機関である「コンプライアンス審査会」へ通報ができます。通報する際は、以下の通報窓口へ連絡していただきます。

【「コンプライアンス審査会」公益通報窓口】

（通報は、郵送・FAXのいずれかで受け付けます。）

〒330-0854

さいたま市大宮区桜木町 1-10-16 シーノ大宮ノースウイング 14 階B

アーク法律事務所 石川和子 弁護士

F A X 048-644-1552

※不明な点は、コンプライアンス審査会事務局までお問い合わせをお願いいたします。

■ 「コンプライアンス審査会事務局」（総務部内）

〒362-8501

上尾市本町 3-1-1 上尾市役所 総務部内 コンプライアンス審査会事務局

E メール s102000@city.ageo.lg.jp

事務局直通 048-775-5112

公益通報者の保護

公益通報を行った者は、本市の公益保護のために誠実な態度で通報を行ったことを理由にいかなる不利益な取扱いも受けないことが保障されるとともに、不利益な取扱いを受けたと思われる場合には、審査会に対し是正措置の申立てが行うことができます。

また、通報者が特定される情報（氏名、メールアドレス、電話番号、場合によっては所属、性別、年齢など個人が特定されるおそれのある全ての情報）の公開は行いません。

ただし、誹謗・中傷など悪質な意図や感情によりなされた通報については、公益通報には該当しないことから保護の対象とされず、場合によっては法的な処分の対象となることもあります。

制度の濫用の制限

公益通報について、いたずらに通報を行うことは制度の趣旨に反し、運営に支障が出る可能性もあります。制度の濫用を防ぐためにも、公益通報を行おうとする者は、単なる憶測や思い込み、通報の対象となった者等への偏見、不平不満などによるものではなく、できる限り確実な事実に基づいて、公益保護の目的に則って誠実な態度を持って通報を行わなければなりません。

Q & A

制度の目的と特徴

Q 上尾市では、今までは不祥事の防止のための制度はなかったのですか？

A 平成 29 年に入札に係る特別職による不正が行われるという不祥事が発生しました。本市には、これまでも内部通報制度など市の不祥事の防止を目的とした制度はありましたが、残念ながら事件を未然に防ぐことは出来ませんでした。この事実を厳粛に受け止め、「今後、二度とこのような不祥事を起こさない。」という信念のもと、職員の倫理の確立と不正の発生を未然に防止するための組織的な対応を行うことを目的として「上尾市職員倫理条例」を制定しました。

Q 制度の特徴は？

A これまでは、職員の法令違反を未然に防止するための公益通報を行うことができる者を市職員や市の事務事業に従事している関係者だけとしておりましたが、広く市政に関する情報を収集するため、市民の皆さまからの通報も受け入れることとしました。また、通報内容の検討は、公平性・中立性を確保するため、弁護士などの有識者で構成される「コンプライアンス審査会」で対応いたします。

また、本市で起きた不祥事の特徴から、特別職からの職員への影響力を重く考え、通常の不当要求行為とは別に、「特別職からの働きかけ行為」として広く規定を設け、疑いが生じる行為を未然に防げるように条例に明記しました。

Q コンプライアンス審査会とコンプライアンス推進委員会の違いは？

A コンプライアンス審査会は、公平・公正な立場での調査、審査をする機関として、外部委員で構成しましたが、市の内部に関する問題の解決については、職員自らが主体的に取り組まなければならないことから、その核として内部組織であるコンプライアンス推進委員会を設置しました。

コンプライアンス推進委員会では、不当要求行為等や働きかけ行為に関する調査、審査を行います。最終的な判断は、外部機関であるコンプライアンス審査会が行います。また、公益通報については、審査会のみで調査します。

それぞれの機能の有用性を生かしながら、コンプライアンスの推進に取り組んでまいります。

Q 市役所の〇〇課へ要望に伺ったところ、詳細に記録を取っていました。「不当要求行為等」として報告されてしまうのでしょうか？

A 市民の皆さまからのご意見・ご要望については、正確な記録をして、上司、所属長に報告をすることが職務の基本です。したがって、本条例においては「要望等」については記録の例外に当たらない限り、原則記録することとしています。

したがって、記録と取ったからといって、「不当要求行為等」として報告するものではありません。ただし、要望等の内容や様態によっては、不正な職務執行につながるリスクが高い場合もあります。そのため、あえて記録をすることを前提としておりますが、日常的には、不当要求行為等や働きかけ行為でなくとも、記録して適正な職務執行をするよう心がけております。

公益通報制度

Q 私自身は職員ではないのですが、市の職員が違法性のある行動を取っていると思われる場合、公益通報が出来るのですか？

A この制度は、市の内部だけではなく広く市政に関する情報の提供を受けることで不正の発生の未然防止と透明な市政の執行を目的としていることから、職員だけではなく市民の皆さまからの公益通報も受け付けます。その場合は、不正の事実が確認できる証拠を合わせて提出していただく必要があります。

Q 公益通報の対象となるのは、どんなことですか？

A 本条例による公益通報制度は、市政運営において公益を害する重大な法令違反がある場合や人の生命、財産、生活環境に重大な損害を与えるおそれのある場合その他公益を害する不正な行為があると思われる場合が対象となります。

市民の皆さまから見て「これは何かおかしい。犯罪に結びつくのではないか。」と感じた場合には関係機関に通報するか、またはコンプライアンス審査会の通報窓口にご連絡ください。

Q 電話による公益通報も受けしてもらえるのでしょうか？

A 電話による通報の場合、聴き取った者の解釈により、通報内容が違うものになってしまえば、通報対象者のみならず通報者にも迷惑が掛かるおそれがあるため、書面によるもののみ受け付けます。

Q 緊急を要する事態なので、コンプライアンス審査会ではなく警察に通報してもよいのでしょうか？

A 本条例の公益通報制度は、警察等の適切な関係機関への通報を制約するものではありません。

Q 公益通報を受けた審査会は、すべて調査するのでしょうか？調査を行わないのは、どのような場合でしょうか？

A 審査会が受けた通報のすべてを調査することは、かえって制度の趣旨に反し、本来の目的を損ねてしまう可能性があります。公益を害する重大な違法行為などであれば、調査を行うことは当然ですが、以下に挙げるような場合に該当するケースは必ずしも調査するものではありません。

- ① 通報内容が事実でないことが明らかな場合
- ② 通報内容が不明瞭な場合
- ③ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合
- ④ 市の事務事業に関連しないことが明らかな場合
- ⑤ 同一事案について、一度調査している場合 等

いずれにしても、調査の実施の有無については、最終的な判断は審査会が行うこととなります。



次のような場合は公益通報の対象になりますか？



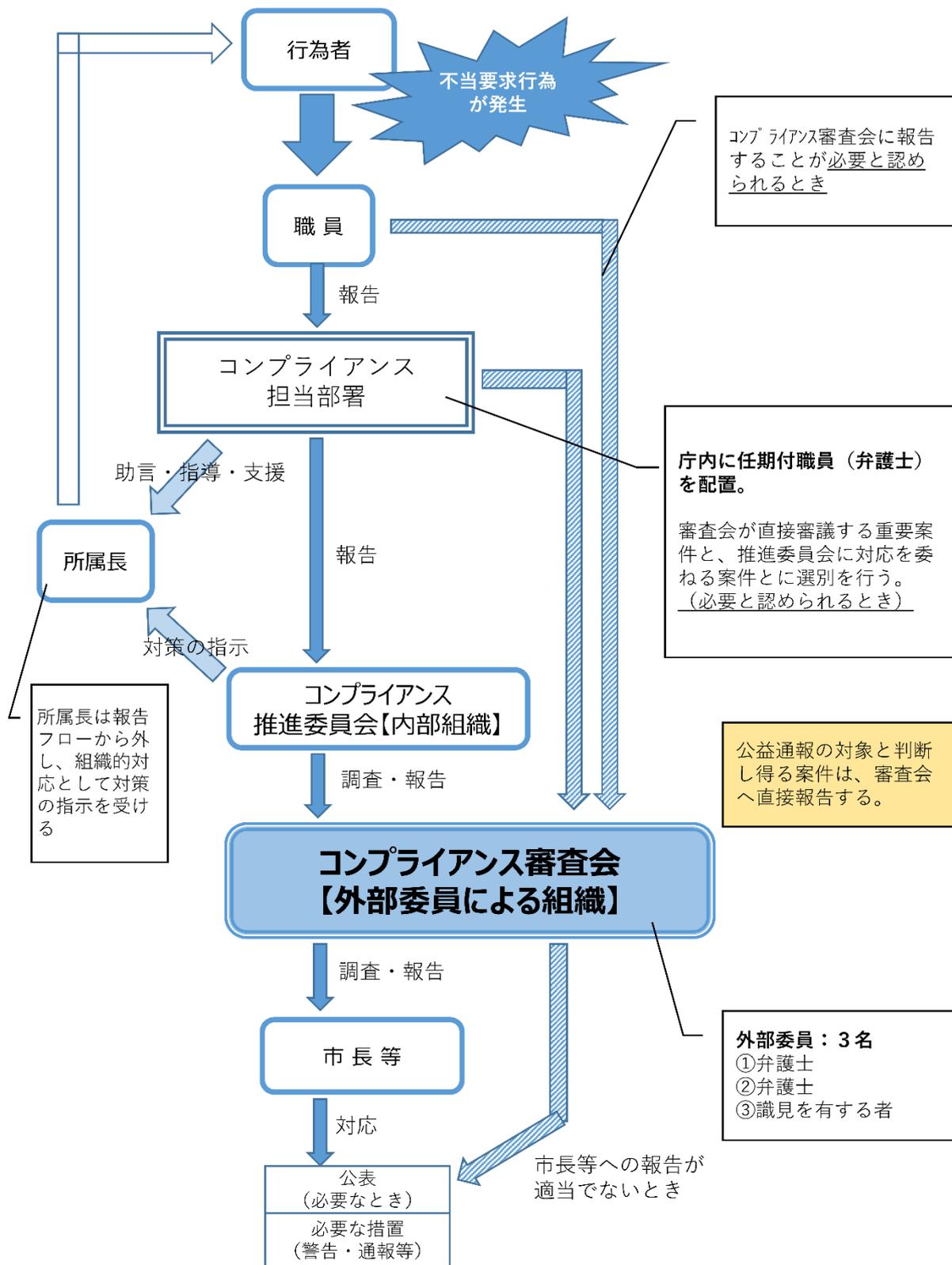
次のようなケースは、公益通報の対象とはなりません。

- ① 「職員の態度が重い、服装が派手だ。」
⇒ 公益を害する重大な違法行為でない限り、職員の服務上の問題に関するお問い合わせについては、対象となる職員の所属長が対応いたします。

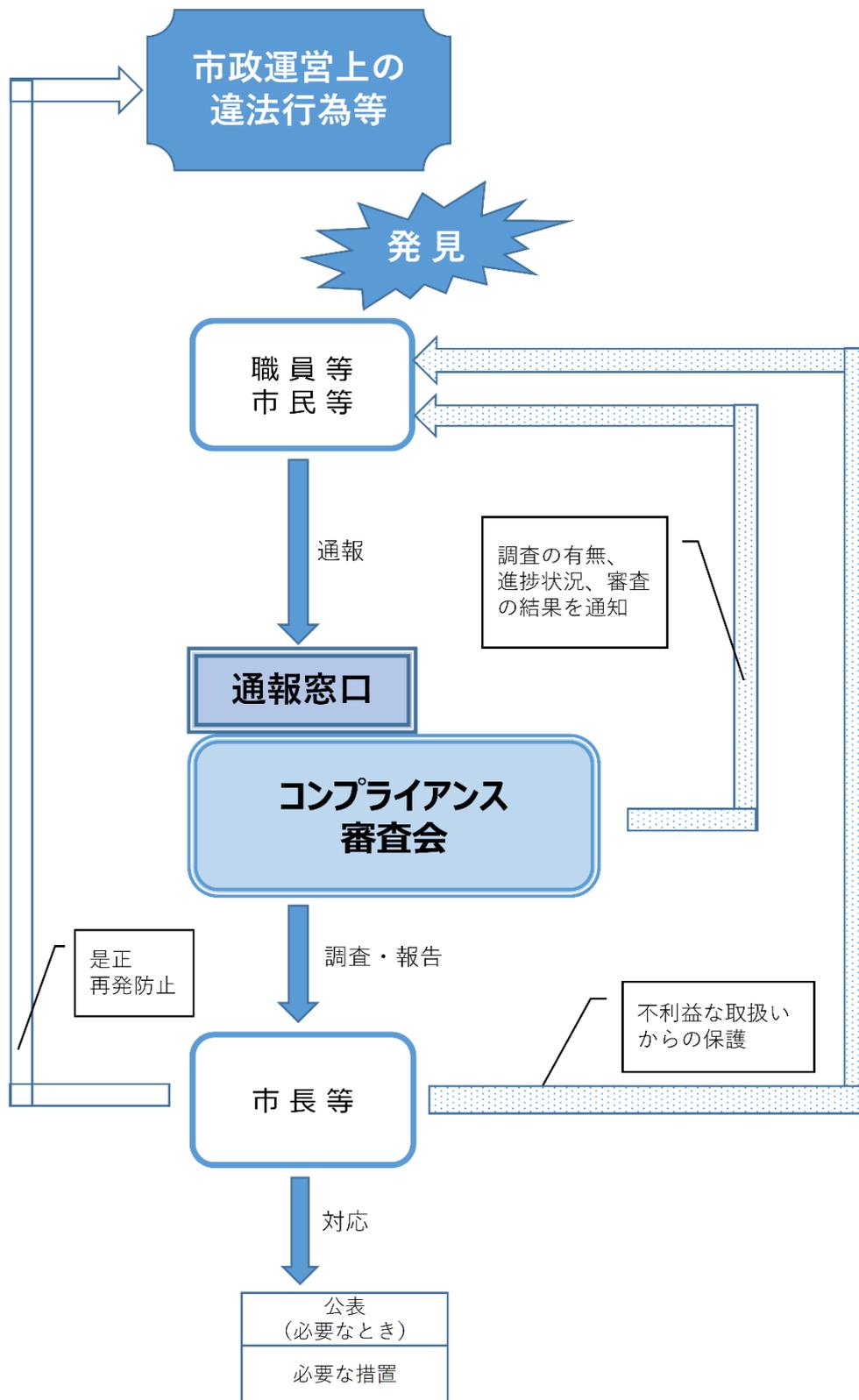
- ② 「要望を出しているが、なかなかやってもらえない、対応が遅い、要望しても回答がない、市の制度に不満がある。」
⇒ 市民の皆さまからのご意見、要望等については、原則、対象事務を所管する所属でお受けします。

- ③ 既に市の関係部署等で検討されている問題について
⇒ 市の施策について重要な問題があるとの理由で、既に関係部署で検討がされている、又は議会に報告されている事案や訴訟等に発展している問題については、市で対応しておりますので、公益通報の対象とはなりません。貴重な情報提供になる可能性もありますので、何か確実な証拠等がある場合などはご一報ください。

不当要求行為等への組織的対応フロー図



公益通報フロー図



「不当要求行為等」・「特別職に属する公務員からの働きかけ」に該当する要望等の具体例【ガイドライン】

令和2年9月30日時点

公務員(職員)のコンプライアンスが一層求められる中、上尾市では、「上尾市職員倫理条例」を制定し、公正かつ正当な職務遂行の徹底を図ります。そのため、本条例の施行に伴い、不当要求行為等を判断する指針となるガイドライン(判断基準や事例)を策定し、不当要求行為等に対する対応を厳正に行っていきます。

「不当要求行為等や働きかけの範囲」として、具体的に次のような行為が想定されていますので、参考にしてください。

【※ガイドラインで示す具体例は、あくまでも一例に過ぎません。実際には、内容や態様が複合的に為されるため、不当は総合的に判断します。】

【 条例第2条第1項(7) 不当要求行為等 】

規定区分	類型	具体例
ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをすよう要求する行為	(1)法令等に違反して許認可、制度の適用を求める要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等) (2)施設等への優先入所、優先利用を求める要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等) (3)契約に関する要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等)	①基準をまげて(又は通常の取扱いを超えて)、〇〇さんの税金を減額してほしい。 ②基準をまげて(又は通常の取扱いを超えて)、〇〇団体に補助金を支出してほしい。 ③委任状等の必要書類がないにもかかわらず戸籍・住民票等を交付してほしい。 ④市街化調整区域内での〇〇さんの建築行為を許可してほしい。 ①一般の予約申込が始まる前に、〇〇センター会議室の予約を入れておいてほしい。 ②入所基準に該当しない〇〇さんを保育所に入所させてほしい。 ①事業で使用するように不要な物品の購入や委託業務を強要する。 ②根拠の無い契約単価の増額を強要する。 ③事前に仕様等を決定して契約していたにもかかわらず、その契約内容を無視したもので納品すること(契約不履行にあたるもの)で認めるよう強要する。 ④特定の業者を指名・契約するよう強要する。
イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為	(1)公正な入札や契約を妨げる要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等)	①(指名業者が決定しているにもかかわらず)〇〇業者を指名競争入札に参加させて(させないで)ほしい。 ②〇〇工事の未公表情報(発注時期、規模、参加要件等)を教えてほしい。 ③〇〇工事の一般競争入札の参加要件を緩和してほしい。 ④〇〇委託業務の予定価格を教えてほしい。 ⑤恣意的に不当な分割発注や見積り合せを行うよう求める。
ウ 人事(職員(第1号アに掲げる者を除く。))の採用、昇任、降任、転任等をいう。))の公正を害する行為	(1)人事に関する要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等)	①〇〇さんを市職員に採用してほしい。 ②〇〇さん(職員)を異動(昇格、降格)させてほしい。 ③〇〇さん(職員)を辞めさせろと要求する。
エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為	(1)暴力(暴行)・脅迫・威力(騒ぎ立てるなど)による要望 (2)断つたにもかかわらず、執拗に又は強硬に面談の強要や営業を行う行為	①暴力(暴行)をふるう。 ②職員に恐怖を感じさせるような脅しをかける。 ③大声を張り上げたり、机をたたいたりして要求する。 ④身内に危害が及びそうな事柄を挙げるなどして脅す。 ⑤暴言や極度に怒鳴ったり、騒ぎ立てることなどで要求を通そうとすると、職員の判断を鈍らせるような行為により要求に応じさせようとする。 ①要件を話さず「とりあえず上司を出せ」と要求する。 ②担当者の説明を一向に聞かず、執拗に上司との面談を要求する。 ③不要な委託業務や物品の購入を強要する。 ④繰り返し執拗な営業電話をかけ、職員が断つた際のちよっとした言動をとらえて謝罪を求めるなど、職務の遂行を妨げるような営業を行う。
	(3)要求とは無関係な事柄に対して、他人に嫌悪の情を抱かせる行為や言動等を用いて行われる要望	① 応対する職員の外見や性格等をけなすなど、要求とは関係のないことを強調したり、引き合いに出して要求を続ける。
	(4)庁舎内外(敷地内)において通常の事務事業に支障を生じさせる行為を用いる要望	① 庁舎内に発火・爆発物、刃物、毒物等を持ち込み、要求する。 ② 庁舎内及び庁舎付近(敷地内)で拡声器等を用い要求を訴える。

規定区分	類型	具体例
オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをすよう要求する行為	(1) 不利益処分の取り消し等を求める要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等)	① ○○さんの税の滞納整理に関して、(ただ単に)差押物件を解除してほしい。 ② ○○業者の指名停止をすぐ解除してほしい。 ③ 建築違反の取り消しをしてほしい。 ① (市に損害賠償責任がない事故であるにもかかわらず)○○さんに見舞金や補償金を出してほしい。 ② 「困っている市民に市が手助けするのは当たり前」など、一般論の主張を繰り返し、根拠のない便宜等を求める。 ③ 根拠なく謝罪文や説明文を出すよう、一方的あるいは執拗に要求する。 ④ 職員の軽微な瑕疵やちよとした言動をたらえて、執拗に謝罪を求め、または脅迫的な言動で要求する。
(2) 正当な理由なく若しくは瑕疵・損害を誇張し、過度な損害賠償、解決金、金品、便宜等の要望(過大要求にあたる要望)	(3) 権限が無い第三者の介入的要求	① 「身内が市役所に呼び出されて悪くもないのに注意を受けて気分を害したと言っているが、どうしてくれる」など、当事者でない者が介入し、当事者を装い脅迫的な言動で金品や便宜等を要求する。 ② 権利者からの委任が無いにも関わらず、第三者にあたる者が権限もなく、代わりに権利行使を認めるよう要求する。
(4) 違法又は不当な情報提供を求める要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等)	(5) その他公正な職務の遂行を損なうおそれのある要望 (一方的あるいは強行に要求する場合等)	① ○○の土地(家屋)の所有者の氏名、住所を教えてください。 ② ○○さんの個人情報や届出状況を教えてください。 ③ ○○さんの職員採用試験の可否を本人に通知する前に教えてください。 ① 公務の日程を変えて、○○会の会合(私的なもの)に出席してほしい。 ② ○○工事の落札業者に○○会社の下請参入を斡旋してほしい。 ③ 特定の団体やサークル活動を特別扱いで、市の広報等でPRしてほしい。 ④ 同じ案件について何度も説明しているにもかかわらず、自身の意図に沿わないことには聞き入れず執拗に繰り返し説明を求め、職員の職務の遂行に著しく支障をきたす影響を与える。 ⑤ 要求とは関係のない事象、根拠の無い情報や過去の事案などを不必要に並び立てて、執拗に要求を繰り返すことで、職務の遂行を妨げる。

※一方的あるいは強行に要求する場合等 …… 一方的あるいは強行に要求する場合の他、執拗に要求する場合も含む。

【 条例第2条第1項(8)働きかけ行為 】

規定区分	類型	具体例
職員(第1号-Iに掲げる者に限る。)に対し、職務に関して正当な理由なく、規則で定める行為で、職員の公正な又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかけるもの(前号に掲げる不当要求行為等に該当するものを除く。)をいう。	ア 職務上知り得た秘密を漏らすこと。 イ 職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くようなことを行うこと。	① 職員の人事異動に関して、事前に情報を得ようとする行為 ② 政策上の意思決定がなされていないことに関して、事前に情報を得ようとする行為 【本規定の目的】:「一般に公表に耐えられない行為の防止」 (主なイメージ) ① 第三者から見ると疑惑や不信を招きかねない行為 ② 融通、特別な配慮を強行に求める行為(職務上必要の無い事務作業や施設等の利用など特段の取扱い) ③ 口頭で行われる執拗な要望 ④ 公正な公務遂行の妨害を目的とする行為(嫌がらせ行為を含む) ※特定のものに特別な取扱いを求める行為は、基本的にはほぼ不当要求行為等に該当するものと考えられるが、特別職の立場にある者がすること職員への圧力になり得る行為や、不当要求行為等に当たらないが、それに近い行為が「働きかけ行為」に該当する。
規則第3条の規則で定める行為は、次に掲げることを求める行為とする。	ウ 前2号に掲げるもののほか、職員としての倫理に反することをを行うこと。	【本規定の目的】:「職員の服務規律の確保」 上記規定以外で職員倫理に反する行為を求める行為(具体的列挙がし切れないものを網羅) ※イの規定と同様、条例で規定する職員の倫理原則を守るため = 条例の趣旨に賛同・協力をお願いするという考え

上尾市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次のアからウまでに掲げる者をいう。

ア 市長、副市長及び教育長

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員

ウ 特別職（アに掲げる者を除き、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる職（議会の議員を除く。）に限る。）に属する職員

(2) 職員等 次のアからエまでに掲げる者をいう。

ア 職員

イ 特別職（法第3条第3項第2号、第3号の2及び第5号に掲げる職に限る。）に属する職員

ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業に従事する労働者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事する労働者

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する権限の一部を委任された者を含む。）をいう。

(4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

(5) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、次条に規定する倫理原則に基

づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。

(6) 要望等 職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。

(7) 不当要求行為等 要望等のうち、次のアからオまでに掲げる行為をいう。

ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

ウ 人事（職員（第1号アに掲げる者を除く。）の採用、任用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

(8) 働きかけ行為 要望等のうち、職員（第1号イに掲げる者に限る。）に対し、職務に関し正当な理由なく、特別職（法第3条第3項第1号に掲げる職に限る。）に属する職員が行う規則に定める行為で、職員の公正又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為（不当要求行為等に該当する行為を除く。）をいう。

(9) 公益通報 公益を守るために、職員等が、知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務

の遂行に当たらなければならない。

- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのある者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 5 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、規則で定める利害関係者との関係に注意を払い、市民の疑惑や不信を招くような行為として規則で定めるものをしてはならない。
- 6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（第13条第3項において「管理監督者」という。）は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他必要な措置を講じなければならない。

(体制の整備及び調整等)

第6条 市は、コンプライアンスの推進及び保持を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員の職務に関するコンプライアンスの推進及び保持を図るため、コンプライアンスを監理する担当部署（以下「コンプライアンス担当部署」という。）を置く。
- 3 コンプライアンス担当部署は、職員に対しその職務に係るコンプライアンスに関する指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス審査会)

第7条 コンプライアンスの推進を図るための体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、上尾市コンプライアンス審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 不当要求行為等の調査、報告等に関すること。
 - (2) 働きかけ行為の調査、報告等に関すること。
 - (3) 公益通報の調査、報告等に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項
- 3 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 4 委員は、弁護士及びその他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 11 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 12 審査会の行う調査等の手続は、公開しない。
- 13 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、会議への出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 14 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 15 審査会の庶務は、総務部において処理する。
- 16 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第8条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、上尾市コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市におけるコンプライアンスの確保に関すること。
 - (2) 不当要求行為等に関すること。

(3) 働きかけ行為に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。

3 委員会は、規則で定める職員をもって構成する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(要望等に対する基本原則)

第9条 職員は、市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

2 職員は、特定のことを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 職員は、不当要求行為等及び働きかけ行為が行われた場合（不当要求行為等及び働きかけ行為が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で冷静に対応しなければならない。

(要望等の記録)

第10条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の例外)

第11条 職員は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要望等の内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。

(2) 要望等の内容が事実関係の確認又は単なる問い合わせ、意見等にすぎないことが明白であるとき。

(3) 職員の職務について一定の作為又は不作為を求めるものでないとき。

(4) 公職者（国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、代理人及び使者を含む。）をいう。）以外の者からの要望等であって、その内容が次の

いずれかに該当するとき（当該要望等の内容が自ら又は特定のものに特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって、公正な市政運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。）。

ア 日常的に行われる営業活動に係るもの

イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

ウ 職員が多数の要望者に順次対応するような場合であって、記録することが困難なもの

エ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの

（要望等の報告）

第12条 職員は、第10条第1項前段の規定による記録をしたとき、及び要望等（申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号及び行政手続条例（平成10年上尾市条例第4号）第2条第4号に規定する申請をいう。）を除く。）が書面でなされたときは、規則で定めるところにより、これらの記録若しくは書面又はこれらの写しを、速やかに任命権者に提出しなければならない。（不当要求行為等への組織的対応）

第13条 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事実を知ったとき（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、直ちに当該不当要求行為等の内容を記録し、コンプライアンス担当部署に報告しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、審査会に対し直接報告することができる。

2 コンプライアンス担当部署は、前項本文の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行し、及びコンプライアンスを保持するために必要な対策を講ずるとともに、当該報告の内容を委員会に報告しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、審査会に対し直接報告することができる。

3 コンプライアンス担当部署は、前項本文の規定による報告をするときは、第1項本文の規定による報告を行った職員の上司又は管理監督者（規則で定める職員を除く。以下「所属長」という。）に報告し、必要に応じて、当該報告に係る対策について指導、助言その他必要な措置を講ずるよう支援するものとする。

4 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるものとする。

- 5 委員会は、第2項本文の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、当該報告を行ったコンプライアンス担当部署及び第3項の規定による報告を受けた所属長に対し、必要に応じて対策を指示するものとする。
- 6 委員会は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為等を行った者（第8項ただし書及び次条において「行為者」という。）に対して文書で警告する必要があると認めるときは、審査会に通知するとともに、市長及び当該事案に係る任命権者（以下「市長等」という。）に報告しなければならない。ただし、市長等に報告することが適当でないときは、審査会に対する通知のみを行うことができる。
- 7 審査会は、第1項ただし書若しくは第2項ただし書の規定による報告又は前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。
- 8 審査会は、前項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、次条第2項に規定する事項を公表することができる。ただし、同条第1項に規定する警告が行われない場合にあつては、当該行為者の氏名、前項後段に規定する意見の内容その他の事項について公表することができる。
(不当要求行為等の行為者に対する措置)

第14条 市長等は、前条第7項の規定による報告が文書で警告する必要がある旨のものであるときは、当該報告に基づいて、行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。
- 3 市長等は、第1項の警告を行ったにもかかわらず当該不当要求行為等が中止されないときは、市の事務又は事業（第17条において「事務事業」という。）において、必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長等は、前3項の規定による措置を講ずるときは、前条第7項後段に規定する意見を尊重しなければならない。

(働きかけ行為への組織的対応)

第15条 前2条の規定は、職員（第2条第1項第1号イに掲げる者に限る。）が働きかけ行為を受けた場合について準用する。この場合において、前2条中「不当要求行為等」とあるのは、「働きかけ行為」と読み替えるものとする。

(不当要求行為等及び働きかけ行為を受けた職員の保護)

第16条 市長等は、第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った職員又は第13条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による報告を行ったコンプライアンス担当部署に所属する職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（公益通報の対象）

第17条 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者等における当該事務事業に関する事実、市の施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- （1）法令に違反する事実
- （2）人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実
- （3）前2号に該当するおそれのある事実

（公益通報の方法）

第18条 職員等は、市政の運営に関し、前条に規定する事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益通報をするものとする。

- 2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。
- 3 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。
- 4 職員等は、公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはならない。

（公益通報の対象となる事実に関する審査会の調査等）

第19条 審査会は、前条第1項の規定による公益通報を受けたときは、通報対象事実の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 2 審査会は、公益通報の概要及び対応方針を市長等に報告するものとする。
- 3 審査会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく調査を行い、当該調査の結果を市長等に報告するものとする。
- 4 審査会は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状

況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。

- 5 前条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、第1項及び前項の規定による通知は行わないものとする。

(公益通報の調査結果に基づく措置の実施)

第20条 市長等は、前条第3項の規定により通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、その内容を審査会に通知するものとする。この場合において、市長等は、必要があると認めるときは、当該事案に係る関係者の処分を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を適宜公表するものとする。

(公益通報の通報者への是正措置等の通知)

第21条 審査会は、前条第1項の規定により市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、第18条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、この限りでない。

(公益通報の通報者等の保護)

第22条 市長等は、通報者及び通報対象事実の存否に関する調査に協力した者に対し、公益通報をし、又は当該調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(職員等以外の者による公益目的通報)

第23条 職員等以外の者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

- 2 職員等以外の者は、公益を目的とする通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

- 3 第18条第3項及び第4項並びに第19条から前条までの規定は、第1項に規定する公益を目的とする通報について準用する。この場合において、これらの規定中「職員等」とあるのは「職員等以外の者」と、「公益通報」とあるのは「公益を目的とする通報」と、第19条第1項中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第5項中「前条第2項ただし書」とあるのは「第23

条第2項ただし書」と、第21条ただし書中「第18条第2項ただし書」とあるのは「第23条第2項ただし書」と読み替えるものとする。

(職員等の協力)

第24条 職員等は、この条例の規定に基づき審査会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(公表)

第25条 市長は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して任命権者が講じた措置について、市民に公表するものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条から第25条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

上尾市職員倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市職員倫理条例（令和2年上尾市条例第11号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第1項第8号の規則で定める行為)

第3条 条例第2条第1項第8号の規則で定める行為は、次に掲げることを求める行為とする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (2) 職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くようなことを行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員としての倫理に反することをを行うこと。

(条例第3条第5項の規則で定める利害関係者)

第4条 条例第3条第5項の規則で定める利害関係者は、職員（条例第2条第1項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるもの（そのものの、役員、従業員、代理人等を含む。）をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号及び上尾市行政手続条例（平成10年上尾市第4号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っているもの、当該許認可等の申請をしているもの及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかであるもの
- (2) 補助金等（上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っているもの、当該補助金等の交付の申請をしているもの及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるもの
- (3) 立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査等を受けるもの
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号及び上尾市行政手続条例第2条第5号に規定する不

利益処分をいう。) をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の相手方となるべきもの

(5) 行政指導(行政手続法第2条第6号及び上尾市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。) をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められているもの

(6) 契約に関する事務 当該契約を締結しているもの、当該契約の申込みをしているもの及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかであるもの

(7) 市の機関が所掌する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事務に係る事業を行っているもの

(条例第3条第5項の規則で定めるもの)

第5条 条例第3条第5項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 利害関係者との間において行う行為であって、次のアからケまでのいずれかに該当するもの

ア 金銭、小切手、商品券、不動産、物品等の贈与を受けること。

イ 会食をすること。

ウ 遊技(スポーツを含む。) をすること。

エ 旅行(公務のための旅行を除く。) をすること。

オ 講演、出版物への寄稿等に伴い、謝礼又は報酬を受けること。

カ 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。

キ 適正な対価を支払わずに物品又は不動産の貸付けを受けること。

ク 金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利率が通常より著しく低いものに限る。) を受けること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与を受けること。

(2) 入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。

ア及びオにおいて同じ。) に関与する行為であつて、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 事業者等に入札談合等を行わせること。

イ 事業者等の働きかけに応じ、又は事業者等に自ら働きかけ、受注者を指名し、又は受注を希望する業者名を教示し、若しくは示唆すること。

ウ 事業者等に対して、公開していない予定価格を漏えいすること。

エ 事業者等以外の第三者の求めに応じて、公開していない予定価格を漏えいすること。

オ 指名競争入札において、事業者等からの依頼を受け、又は事業者等に自ら働きかけ、特定の事業者等を入札参加者として指名すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、入札談合等に関与する行為であって、入札等の公正を害すべき一切の行為を行うこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為は、同項第1号の行為には該当しないものとみなす。

(1) 親族関係、個人的な友人関係その他の私的な関係に基づく行為であって、職務に関係のないもの

(2) 職務上必要な会議等における会食その他職務の執行の公正さを損なうおそれがないと任命権者が認めた行為

(3) 市が主催する行事に伴って行う前項第1号イからエまでに掲げる行為

(4) 社会通念上儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金等を受ける行為

(コンプライアンス担当部署の組織)

第6条 条例第6条第2項に規定するコンプライアンス担当部署は、総務部法務監及び総務部総務課の職員のうちから市長が指名する職員をもって組織する。

(条例第8条第3項の規則で定める職員)

第7条 条例第8条第3項の規則で定める職員は、副市長の職にある者、総務部長の職にある者及び市長が指名する職員とする。

(委員会の組織)

第8条 条例第8条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長、副委員長及び委員は、自己に関係する議事に参与することができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員会を組織する者(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(要望等の記録)

第11条 条例第10条第1項前段の規定による記録は、要望等記録兼報告書(第1号様式)に必要な事項を記載して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が、同項の要望等記録兼報告書に代えて、要望等記録兼報告書に記載すべき事項が記載された書面を作成したときは、当該書面を要望等記録兼報告書とみなす。

(要望等の移送)

第12条 職員は、当該職員以外の職員の職務に関する要望等を受けたときは、当該要望等を所管する部署の職員に適切に移送するものとする。

2 前項の規定による移送を受けた職員は、条例及びこの規則の規定に基づき、当該移送された要望等を適切に処理するものとする。

(要望等の報告等)

第13条 条例第12条の規定による要望等(不当要求行為等又は働きかけ行為に該当するものを除く。)の報告は、条例第10条第1項前段の規定による記録をしたときにあつては要望等記録兼報告書(第10条第2項の規定により要望等記録兼報告書とみなされる書面を含む。第14条において同じ。)を、要望等(申請(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号及び上尾市行政手続条例(平成10年上尾市条例第4号)第2条第4号に規定する申請をいう。)を除く。以下この条において同じ。)が書面でなされたときにあつては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次直属の上司

を経て提出することにより行わなければならない。

- (1) 重要なもの 市長及び任命権者
- (2) 一般的なもの 上尾市事務専決規程（昭和48年上尾市訓令第2号）第2条第4号に規定する部長、市長政策室長、消防長、会計管理者及び任命権者が指名する職員
- (3) 定例又は軽易なもの 上尾市事務専決規程第2条第6号に規定する課長、新型コロナウイルス対策室長、発達支援相談センター所長、西貝塚環境センター次長、出納室長及び任命権者が指名する職員

（条例第13条第3項の規則で定める職員）

第14条 条例第13条第3項の規則で定める職員は、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第1条の2第2項に規定するリーダー及びこれに準ずる者で任命権者が指名する職員とする。

（不当要求行為等の報告等）

第15条 条例第13条第1項本文の規定による報告は、要望等記録兼報告書により行うものとする。ただし、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

2 条例第13条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による条例第7条第1項に規定する審査会（以下「審査会」という。）に対する報告は、審査会への不当要求行為等報告書（第2号様式）により行うものとする。

3 条例第13条第2項本文の規定による報告は、不当要求行為等報告書（第3号様式）により行うものとする。

4 条例第13条第6項の規定による通知は、不当要求行為等に関する調査結果通知書（第4号様式）により行うものとする。

5 第1項ただし書の規定は、前3項の報告書及び通知書の様式について準用する。

（不当要求行為等に係る調査）

第16条 審査会及び委員会は、条例第13条第5項及び第7項の規定による調査を行うときは、不当要求行為等を受けた職員その他の関係者に対し、必要な資料の提出を求め、説明及び意見を聴くことができる。

2 審査会及び委員会は、条例第13条の規定に基づく調査を行うときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に対し、意見陳述の機会を付与するものとする。ただし、当該機会を付与するこ

とができないことに関し正当な理由があるときは、この限りでない。

3 前項の意見陳述は、書面により行うことができる。

(不当要求行為等に係る審査会の調査結果の報告)

第17条 審査会は、条例第13条第7項の規定による報告を行うときは、その理由を明らかにして行うものとする。

2 条例第13条第7項の規定による報告は、不当要求行為等に関する調査結果報告書(第5号様式)により行うものとする。

3 第15条第1項ただし書の規定は、前項の報告書の様式について準用する。

(不当要求行為等の行為者に対する警告)

第18条 条例第14条第1項の規定による警告は、不当要求行為等に対する警告書(第6号様式)により行うものとする。

2 第15条第1項ただし書の規定は、前項の警告書の様式について準用する。

(働きかけ行為の報告等)

第19条 第14条から前条までの規定は、職員が働きかけ行為を受けた場合について準用する。

(公益通報の方法等)

第20条 条例第18条第1項の規定による公益通報及び第23条第1項の規定による通報(以下「公益通報等」という。)は、郵送又はファクシミリにより行うものとする。

2 公益通報等は、公益(目的)通報書(第7号様式)により行うものとする。

3 第15条第1項ただし書の規定は、前項の通報書の様式について準用する。

4 公益通報等の処理に従事する者は、自己に関係する事案の処理に関与してはならない。

(公益通報等の受付等)

第21条 審査会は、公益通報等を受けたときは、通報受付票(第8号様式)及び通報案件管理台帳(第9号様式)を作成するものとする。

2 審査会は、条例第19条第1項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、公益(目的)通報の調査に係る通知(第10号様式)により行うものとする。

3 審査会は、条例第19条第2項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告をするときは、第1項の通報受付票を添付して行うものとする。

(公益通報等に係る調査)

第22条 審査会は、条例第19条第3項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)の規定による調査を行うときは、通報対象事実に係る行為をしたとされる者に対し、意見陳述の機会を付与するものとする。

2 第15条第2項ただし書及び第3項の規定は、前項の規定により意見陳述の機会を付与する場合について準用する。

(公益通報に係る調査結果の報告)

第23条 審査会は、条例第19条第3項の規定による報告を行うときは、その理由を明らかにして行うものとする。

2 条例第19条第3項の規定による報告は、公益(目的)通報に係る調査結果報告書(第11号様式)により行うものとする。

3 条例第19条第4項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、公益(目的)通報に係る調査の進捗状況及び結果報告書(第12号様式)により行うものとする。

(是正措置等の通知)

第24条 条例第20条第1項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、公益(目的)通報に係る是正措置等に関する通知(第13号様式)により行うものとする。

2 審査会は、条例第21条(条例第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、公益(目的)通報に係る是正措置等通知書(第14号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月25日から施行する。

（任命権者） 様

上尾市コンプライアンス審査会

不当要求行為等に関する調査結果報告書

下記の不当要求行為等がありました件について、調査を行ったので、上尾市職員倫理条例第13条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	連 絡 先	
	参 考 事 項	
不当要求行為等の概要		
対応状況		
調査結果		
相手方に対する措置への意見		

※ 不当要求行為等の概要について、書ききれない場合は、別様に記載してください。

※ この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

年 月 日

(住所)

(氏名) 様

(市長又は任命権者)



不当要求行為等に対する警告書

上尾市コンプライアンス審査会で調査を行った結果、あなたの下記の行為が不当要求行為等に該当すると認められたため、上尾市職員倫理条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり警告します。

記

不当要求行為等と 認定された行為	
該当する 根拠条項	
警告事項	

第7号様式（第20条関係）

公益（目的）通報書

年 月 日

上尾市コンプライアンス審査会 様

所 属（住所）_____

氏 名 _____

連絡先 _____

上尾市職員倫理条例第18条第1項（第23条第1項）の規定に基づき、下記のとおり通報します。

記

件 名	
発生時期	
発生場所	
通報対象者	
内 容	
証拠書類等	有（ ） ・ 無

- ※ この書面を郵送又はファクシミリで送ってください。
- ※ できる限り実名での通報に御協力願います（匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります）。
- ※ 公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行ってください。
- ※ 公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはなりません。
- ※ 職員等以外の者が通報する場合は、所属欄に住所を記載してください。
- ※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

第8号様式 (第21条関係)

通 報 受 付 票

受付番号		受付年月日	年	月	日	受付者	
件名							
発生時期							
発生場所							
通報対象者							
内 容							
証拠書類等	有 () ・ 無						
対応方針							
通 報 者	所属又は住所						
	氏 名	・ 匿名					
	連 絡 先						
	留 意 事 項						
通報方法	郵送 ・ ファクシミリ						

調査の必要性の有無	有・無	調査の有無決定日	年	月	日
-----------	-----	----------	---	---	---

第9号様式 (第21条関係)

通報案件管理台帳

通報の受付

受付番号		件名	
通報者	所属又は住所		
	氏名	・匿名	
	連絡先		
証拠書類等	有 () ・無		

調査結果

--

是正措置等の内容

--

通報受付日	年 月 日	通報方法	
調査の必要性	有 ・ 無	決定日	年 月 日
調査の実施等通知	年 月 日	調査着手日	年 月 日
概要・対応方針の報告	年 月 日	調査完了日	年 月 日
是正措置等通知	年 月 日		

年 月 日

（通報者）様

上尾市コンプライアンス審査会

公益（目的）通報の調査に係る通知

年 月 日付けで通報のありました件について、下記のとおり決定しましたので、上尾市職員倫理条例（第23条第3項において準用する）第19条第1項（ ）の規定に基づき通知します。

記

件名

公益（目的）通報として調査を行います。

（上尾市職員倫理条例第17条第 号該当）

調査の着手時期 年 月 日

公益（目的）通報として調査を行いません。

（理由）

第11号様式（第23条関係）

年 月 日

（市長又は任命権者） 様

上尾市コンプライアンス審査会

公益（目的）通報に係る調査結果報告書

年 月 日付けで通報がありました件について、上尾市職員倫理条例（第23条第3項において準用する）第19条第3項の規定に基づき、調査結果を下記のとおり報告します。

記

件名	
発生時期	
発生場所	
通報対象者	
内容	
証拠書類等	有（ ）・無
調査結果	

第12号様式（第23条関係）

年 月 日

(通報者) 様

上尾市コンプライアンス審査会

公益（目的）通報に係る調査の進捗状況及び結果通知書

年 月 日付けで通報がありました件について、上尾市職員倫理条例（第23条第3項において準用する）第19条第4項の規定に基づき、調査の進捗状況及び結果を、下記のとおり通知します。

記

件 名	
発生時期	
発生場所	
通報対象者	
内 容	
証拠書類等	有（ ）・無
調査の進捗 状況及び結果	

第13号様式（第24条関係）

年 月 日

上尾市コンプライアンス審査会 様

(市長又は任命権者)



公益（目的）通報に係る是正措置等に関する通知

年 月 日付けで報告がありました件について、是正措置等を講じましたので、上尾市職員倫理条例（第23条第3項において準用する）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

件 名	
是正措置等	

年 月 日

(通報者) 様

上尾市コンプライアンス審査会

公益（目的）通報に係る是正措置等通知書

年 月 日付けで通報がありました件について、是正措置等を講じましたので、上尾市職員倫理条例（第23条第3項において準用する）第21条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

件 名	
是正措置等	

上尾市コンプライアンス・ハンドブック

発行 令和2年10月

編集 上尾市総務部職員課

〒362-8501 上尾市本町3-1-1

TEL 048-775-5112